料金メニューのご説明

# 【業務用電力A】

### (1) 適用範囲

- 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上

### (2) 電気料金単価

供給電圧	料金単価			
	基本料金(円		2,142.78	
6,000∨	電力量料金 (円/kWh)	夏季	16.98	
		その他季	16.05	

	基本料金(円	]/kW)	1,917.55
20,000∨	電力量料金 (円/kWh)	夏季	15.51
		その他季	14.69

	基本料金(円	]/kW)	1,917.55
60,000∨	電力量料金 (円/kWh)	夏季	15.51
		その他季	14.69

## (3)季節区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
----	----------	------	--------

- ・ 業務用電力Aから別の電気料金メニューに変更後、1年間は当該電気料金メニューを 再適用できません。
- ・ 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【業務用電力A-I】

#### (1) 適用範囲

- 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上
- 高圧で電気を供給

#### (2) 電気料金単価

供給電圧	料金単価			
	基本料	金(円/kW)	1,416.78	
6,000)/	電力量料金 (円/kWh)	夏季	22.59	
6,000∨		その他季	21.14	
	蓄熱単何	西(円∕kWh)	13.42	

#### (3)季節区分及び時間帯区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
昼 間	8時~22時	夜 間	昼間以外の時間

- ・ 業務用電力A-Iから別の電気料金メニューに変更後、1年間は当該電気料金メニューを 再適用できません。
- 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【業務用休日エコノミー電力A】

#### (1) 適用範囲

- ・ 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上

#### (2) 電気料金単価

供給電圧	料金単価					
	基本料金(円/kW)			2,142.78		
	電力量料金 (円/kWh)		夏季	18.10		
6,000∨		平日	その他季	17.08		
		<i>#</i> 🗆	夏季	14.28		
		休日	1不日	1不日	その他季	13.59

	基本料金(円/kW)			1,917.55
		₩ <b>□</b>	夏季	16.54
20,000∨	電力量料金 (円/kWh)	電力量料金	その他季	15.61
			夏季	13.10
		休日	その他季	12.50

	基本料金(円/kW)			1,917.55
		₩ F	夏季	16.54
60,000∨	00V 電力量料金 (円∕kWh)	平日	その他季	15.61
		円/kWh) 休日	夏季	13.10
			その他季	12.50

#### (3)季節区分及び曜日区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
休日	土曜日、日曜日、祝日等**	平日	休日以外の日

※祝日等とは、祝日、及び1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日のことです。

- ・ 業務用休日エコノミー電力Aから別の電気料金メニューに変更後、1年間は当該電気料金メニューを再適用できません。
- ・ 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【業務用休日エコノミー電力A-I】

#### (1) 適用範囲

- 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上
- 高圧で電気を供給

#### (2) 電気料金単価

供給電圧	料金単価			
	基本料金(円/kW)			1,416.78
		平日	夏季	24.99
6.0001/	電力量料金 (円/kWh)	十口 [	その他季	23.33
6,000∨		4.5	夏季	16.86
		休日 	その他季	15.93
	蓄熱単価(円/kWh)			13.42

#### (3)季節区分・曜日区分・時間区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
休日	土曜日、日曜日、祝日等	平日	休日以外の日

※祝日等とは、祝日、及び1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日のことです。

昼 間 8時~22時	夜 間 昼間以外の時間	
------------	-------------	--

- ・ 業務用休日エコノミー電力A-Iから別の電気料金メニューに変更後、1年間は当該電気料金メニューを再適用できません。
- ・ 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【業務用臨時電力】

#### (1) 適用範囲

- 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上
- ・ 契約使用期間が1年未満

### (2) 電気料金単価

供給電圧		料金単価	ī
	基本料金	(円∕kW)	業務用電力Aの 20%割増し
6,000∨	∨ ■ 電力量料金	夏季	19.11
	(円∕kWh)	その他季	17.99

			業務用電力Aの 20%割増し
20,000V 電力量料金		夏季	17.37
	(円∕kWh)	その他季	16.38

	基本料金	(円/kW)	業務用電力Aの 20%割増し
60,000∨ 電力量料金		夏季	17.37
	(円/kWh)	その他季	16.38

#### (3)季節区分

夏季 7月、8月、9月 その他季 夏季以外の月
-------------------------

- 毎年、一定期間を限り、反復使用する場合には適用できません。
- カ率は、負荷が最大と認められる時間の力率を基準として協議によって定めます。
- ・ 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【業務用臨時電力I】

#### (1) 適用範囲

- ・電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
- ・ 高圧で電気を供給
- ・ 契約電力が原則として50kW以上
- · 契約使用期間が1年未満

#### (2) 電気料金単価

供給電圧		料金	単価
	基本料金(円		業務用電力A-Iの 20%割増し
6,000∨	 	夏季	25.84
	(円∕kWh)	その他季	24.11

#### (3)季節区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
----	----------	------	--------

- 毎年、一定期間を限り、反復使用する場合には適用できません。
- カ率は、負荷が最大と認められる時間の力率を基準として協議によって定めます。
- 標準供給条件の臨時電力の適用を受けるお客さまは、当該メニューに変更できません。
- 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【業務用自家発補給電力】

#### (1) 適用範囲

- ・ 業務用メニューを適用しているお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合に適用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上

#### (2) 電 気 料 金 単 価

供給電圧	料金単価				
	基本料金	使月	用時	2,347.38	
	(円∕kW)	不使	用時	723.79	
0.000.4		定期検査	夏季	18.00	
6,000∨	電力量料金 (円/kWh)	または 定期補修	その他季	16.98	
		上記以外	夏季	20.84	
			その他季	19.54	

	基本料金	使月	月時	2,104.55
	(円/kW)	不使用時		640.88
00,000,7		定期検査	夏季	16.43
20,000∨	電力量料金	または 定期補修	その他季	15.51
(P	(円∕kWh)	L 들기 N L AN	夏季	18.93
		上記以外	その他季	17.79

	基本料金	使月	月時	2,104.55	
	(円∕kW)	不使用時		640.88	
60,000\/		定期検査 または	夏季	16.43	
60,000∨	電力量料金	定期補修	その他季	15.51	
	(円/kWh)	<b>⊢</b> =⊐ \\	L 루디 VI FN	夏季	18.93
	上記以外	上記以外	その他季	17.79	

#### (3)季節区分

		夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
--	--	----	----------	------	--------

- ・ お客さまが発電設備を設置される場合には、原則として業務用自家発補給電力を契約して いただきます。
- 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【業務用自家発補給電力I】

#### (1) 適用範囲

- ・ 業務用メニューを適用しているお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合に適用
- 高圧で電気を供給
- ・ 契約電力が原則として50kW以上

#### (2) 電気料金単価

供給電圧	料金単価				
	基本料金	使月	用時	1,548.78	
	(円∕kW)	不使	用時	483.99	
0.0001		定期検査	夏季	24.17	
6,000∨	電力量料金	または 定期補修	その他季	22.59	
	(円/kWh)	L 등그 N I M	夏季	28.53	
	上記以外		その他季	26.54	

#### (3)季節区分

夏季 7月、8月、9月 その他季 夏季以外の月
-------------------------

- ・ お客さまが発電設備を設置される場合には、原則として業務用自家発補給電力 I を 契約していただきます。
- 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【産業用電力A】

### (1) 適用範囲

- ・ 動力(付帯電灯を含みます。)を使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上

### (2) 電気料金単価

供給電圧	料金単価		
	基本料金(円/kW)		2,142.78
6,000∨	電力量料金	夏季	16.50
	(円/kWh) その他季	その他季	15.61

	基本料金()	円/kW)	1,917.55
20,000∨	20,000V 電力量料金 (円/kWh)	夏季	15.12
		その他季	14.33

	基本料金(円/kW)		1,917.55
60,000∨	電力量料金	夏季	15.12
	(円/kWh)	その他季	14.33

	基本料金()	円/kW)	1,917.55
	電力量料金	夏季	15.12
	(円∕kWh)	その他季	14.33

#### (3)季節区分

夏 季 7月、	8月、9月 その他季	夏季以外の月
---------	------------	--------

- ・ 産業用電力Aから別の電気料金メニューに変更後、1年間は当該電気料金メニューを 再適用できません。
- ・ 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【産業用電力A-I】

#### (1) 適用範囲

- 動力(付帯電灯を含みます。)を使用
- 契約電力が原則として50kW以上500kW未満
- 高圧で電気を供給

#### (2) 電気料金単価

供給電圧	料金単価		
	基本料	金(円/kW)	1,471.78
	電力量料金 (円/kWh)	夏季	19.99
6,000∨		その他季	18.77
	蓄熱単何	西(円/kWh)	13.42

#### (3)季節区分及び時間帯区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
昼間	8時~22時	夜 間	昼間以外の時間

- ・ 産業用電力A-Iから別の電気料金メニューに変更後、1年間は当該電気料金メニューを 再適用できません。
- ・ 最大需要電力が500kW以上となる場合の料金は、産業用電力Aに準じて算定いたします。 この場合、蓄熱調整契約については、選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといた します。
- ・ 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【産業用臨時電力】

#### (1) 適用範囲

- ・ 動力(付帯電灯を含みます。)を使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上
- · 契約使用期間が1年未満

#### (2) 電気料金単価

供給電圧	料金単価		
6,000∨	基本料金(円/kW)		産業用電力Aの 20%割増し
	電力量料金	夏季	18.53
	(円/kWh)	その他季	17.46

基本料金 20,000V 電力量料金	基本料金	(円/kW)	産業用電力Aの 20%割増し
	夏季	16.89	
	(円∕kWh)	その他季	15.95

	基本料金	(円/kW)	産業用電力Aの 20%割増し
60,000∨	60,000V 電力量料金	夏季	16.89
	(円∕kWh)	その他季	15.95

基本料金 100,000V 電力量料金	基本料金	(円/kW)	産業用電力Aの 20%割増し
	夏季	16.89	
	(円∕kWh)	その他季	15.95

## (3)季節区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
----	----------	------	--------

- 毎年、一定期間を限り、反復使用する場合には適用できません。
- カ率は、負荷が最大と認められる時間の力率を基準として協議によって定めます。
- 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【産業用臨時電力I】

#### (1) 適用範囲

- ・ 動力(付帯電灯を含みます。)を使用
- 高圧で電気を供給
- ・ 契約電力が原則として50kW以上500kW未満
- ・ 契約使用期間が1年未満

### (2) 電気料金単価

供給電圧	料金単価			
	基本料金(円/kW)		産業用電力A-Iの 20%割増し	
6,000∨	,000∨ 電力量料金		22.73	
	(円∕kWh)	その他季	21.26	

#### (3)季節区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
----	----------	------	--------

- 毎年、一定期間を限り、反復使用する場合には適用できません。
- ・ カ率は、負荷が最大と認められる時間のカ率を基準として協議によって定めます。
- ・ 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【産業用自家発補給電力】

### (1) 適用範囲

- ・ 産業用メニューを適用しているお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合に適用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上

### (2) 電気料金単価

供給電圧	料金単価				
	基本料金使用時		2,347.38		
	(円/kW)	不使用時		498.29	
	6,000∨ または	定期検査	夏季	17.48	
6,000∨		または 定期補修	その他季	16.50	
		1 =7 151 54	夏季	20.16	
		上記以外	その他季	18.94	

	基本料金	使用時		2,104.55
	(円∕kW)	不使用時		435.18
	20,000V 電力量料金		夏季	15.98
電力量			その他季	15.12
	(円/kWh) 		夏季	18.39
	上記り	上記以外	その他季	17.30

	基本料金		月時	2,104.55
	(円/kW)	不使用時		435.18
22.222.4	60,000V 電力量料金	定期検査 または 定期補修	夏季	15.98
			その他季	15.12
	(円∕kWh)	L = TINI Fol	夏季	18.39
	上	上記以外	その他季	17.30

	基本料金		用時	2,104.55
	(円/kW)	不使用時		435.18
		定期検査 または 定期補修	夏季	15.98
	電力量料金 定期 (円/kWh)		その他季	15.12
		L =T N H	夏季	18.39
		上記以外	その他季	17.30

## (3)季節区分

夏 季 7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
--------------	------	--------

- ・ お客さまが発電設備を設置される場合には、原則として産業用自家発補給電力を契約していただきます。
- ・ 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【産業用自家発補給電力I】

### (1) 適用範囲

- ・ 産業用メニューを適用しているお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合に適用
- ・ 高圧で電気を供給
- ・ 契約電力が原則として50kW以上500kW未満

#### (2) 電気料金単価

供給電圧	料金単価				
	基本料金	使用時		1,609.28	
	(円/kW)	不使用時		350.89	
6,000∨	電力量料金 (円/kWh)	定期検査	夏季	21.32	
		または 定期補修	その他季	19.99	
		1 = 7 to 1 Ed	夏季	24.95	
		上記以外	その他季	23.30	

#### (3)季節区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月

- ・ お客さまが発電設備を設置される場合には、原則として産業用自家発補給電力 I を 契約していただきます。
- 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【かんがい排水用電力】

#### (1) 適用範囲

- ・ 農事用のかんがい排水のために動力を使用 ※付帯電灯を含みます
- ・ 契約電力が原則として50kW以上

#### (2) 電 気 料 金 単 価

供給電圧	料金単価			
基本料金		È(円∕kW)	591.78	
6,000∨	電力量料金	夏季	15.02	
	(円/kWh)	その他季	14.27	

00 000) (	基本料金	È(円∕kW)	509.55
	電力量料金	夏季	14.59
	(円∕kWh)	その他季	13.82

### (3)季節区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
----	----------	------	--------

- o 契約年度は、毎年1月の検針日から翌年1月の検針日の前日までといたします。
- o 年間最低保証料金として、基本料金の2ヶ月分を設定いたします。
- o 次のいずれかに該当する場合、ご契約を解約および違約金を請求することが ございます。
  - ・ 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合
  - ・ 付帯電灯以外の電灯を使用された場合
- o 2025年4月1日実施の標準供給条件·選択供給条件を適用いたします。

# 【予備電力】

#### (1) 適用範囲

- ・ 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当すること
- ・ 常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の補給を受ける場合に適用

### (2) 電 気 料 金 単 価(予備線契約)

供給電圧	料金単価		
	基本料金(円/kW)	84.66	
6,000∨	電力量料金(円/kWh)	常時供給分の 該当料金	

20.000\/\\\	基本料金(円/kW)	67.00
20,000V以上 の上位電圧	電力量料金(円/kWh)	常時供給分の 該当料金

### (3) 電 気 料 金 単 価(予備電源契約)

供給電圧	料金単価		
	基本料金(円/kW)	109.00	
6,000∨	電力量料金(円/kWh)	常時供給分の 該当料金	

20,000,411 F	基本料金(円/kW)	107.50
20,000V以上 の上位電圧	電力量料金(円/kWh)	常時供給分の 該当料金

## (4)ご留意事項

・ 契約電力は原則として、常時供給分の契約電力の値といたします。

## 【蓄熱調整契約】

#### (1) 適用範囲

- ・ 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当すること
- ・ 蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱運転により、夜間時間への負荷移行を行なうこと

#### (2) 電気料金単価

供給電圧	料金単価	
6,000∨		13.42
20,000V	蓄熱単価(円/kWh)	
60,000V		12.80
100,000∨		

### (3)季節区分及び時間帯区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
昼間	8時~22時	夜 間	昼間以外の時間

- 新規にお申込みの場合は蓄熱負荷設備のご使用量は協議により定めます。
- ・ 蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼動方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- 2025年4月1日実施の標準供給条件・選択供給条件を適用いたします。

# 【電化厨房契約】

### (1) 適用範囲

- ・ 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当すること
- ・ 電化厨房機器を使用する需要かつ電化厨房機器の総容量が原則として20kW以上

#### (2) 電気料金単価

供給電圧	料金単価	
共通	割引単価(円/kWh)	3.30

### (3)ご留意事項

- 新規にお申込みの場合は電化厨房機器のご使用量は協議により定めます。
- ・ 電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

# 【オール電化割引】

#### (1) 適用範囲

- ・ 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当すること
- すべての熱源を当社が供給する電気によりまかなうこと
- 電気厨房機器の総容量が原則として20kW以上

#### (2) 電気料金割引率

供給電圧	割引率	
共通	5%	

### (3) 割引上限額

1契約につき 550,000円

- 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等の電気機器の内容の変更または取外しをされる場合は、 あらかじめ申し出ていただきます。
- オール電化需要でないことが明らかになった場合は、違約金を申し受ける場合があります。

# 【電化空調契約】

#### (1) 適用範囲

- ・ 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当すること
- 蓄熱調整契約を適用
- 蓄熱式空調器および非蓄熱式電気空調器を併用する電気空調システムを使用

#### (2) 電気料金単価

供給電圧	料金単価	
共通	割引単価(円/kWh)	3.30

### (3)季節区分及び時間帯区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
		オフピーク	ピーク時間以外の
ピーク時間	13時~16時	時間	時間

- 新規にお申込みの場合は非蓄熱式電気空調機器のご使用量は協議により定めます。
- 電気空調システムの内容を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。